

別紙様式

施設生活環境改善計画書

都道府県・指定都市・中核市名 京都市

1 施設生活環境改善計画の名称

京都市施設生活環境改善計画

2 公的介護施設等における生活環境の改善に関する目標（新規事業分）

(1) 大部屋解消

平成17年度の新規整備施設（「(仮)健光園花園」）と併せて、大部屋を有する同一法人の既存従来型施設を改修することにより、市内の特別養護老人ホームの大部屋をすべて解消する。

(2) 個室化の推進

小規模生活単位型特別養護老人ホームの創設，ユニットケア導入のための既存従来型施設の改修やこれに伴うサテライト施設の整備等により，市内の特別養護老人ホームの個室化を推進するため，現在，各法人から今後の改修計画等に関するヒアリングを進めている。

なお，具体的な整備目標量については，「京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）」の見直しの中で明らかにするが，特別養護老人ホームの創設や改修に加え，既存従来型施設におけるいわゆる準個室化等ハード面での工夫も含めて，平成26年度までに個室化割合を70％に近づけるよう努めるとともに，現場におけるユニットケアのソフト面での工夫等を勧奨することにより，全体として入居者の生活環境の改善を図る。

<参考>

	平成16年度	平成17年度 見込み	平成18年度 見込み
総定員（特養）	3,595人	4,093人	4,263人
小規模生活単位型 個室定員（特養）	140人 (3.9%)	710人 (17.3%)	880人 (20.6%)
従来型を含む個室 定員（特養）	482人 (13.4%)	1,052人 (25.7%)	1,222人 (28.7%)

3 整備する施設の名称及び設置場所

(1) 新規事業分

施設名称	設置場所
(仮)健光園花園	京都市（右京区）
(仮)ヴィラ稲荷山	京都市（伏見区）

(2) 平成 1 6 年度からの継続事業分

施 設 の 名 称	設 置 場 所
(仮) 本能	京都市 (中京区)
(仮) 葛野	京都市 (右京区)
(仮) あじさい苑	京都市 (伏見区)
(仮) ケアハウスにちりん	京都市 (右京区)

4 3 に掲げる施設の整備事業に要する費用の総額

3 , 9 1 1 , 8 9 6 千円

(うち平成 1 6 年度からの継続事業分 1 , 5 3 1 , 7 8 1 千円)

5 都道府県交付金の額の算定のために必要な事項

(1) 施設生活環境改善計画に記載する施設の概要 別紙 (1) (2)

(2) 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置状況表 別紙 (3)

(3) その他都道府県、指定都市、中核市が必要と認めた資料

ア 施設生活環境整備計画の策定体制等 別紙 (4)

イ 3 (1) に掲げる施設の整備概要 別紙 (5)

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置状況表

1. 介護老人福祉施設分

(単位:人)

都道府県・市名	翌年度開所予定床総数								第2期介護保険事業支援計画上の必要人所定員総数	構成市町村の人口推計の計						参酌標準に対する整備率 Q (C/M)		
	既設等床総数			当該年度整備予定床数						平成17年度			平成18年度					
	平成17年4月1日開所床総数 A	現在整備中の床数 B	小計 C (A+B)	施設整備を伴う増床分		単費整備分等 F	小計 G (D+E+F)	小計 + H		平成18年度必要床総数 I	平成19年度必要床総数 J	65歳以上人口 K	うち75歳以上 L	参酌標準による見込み量 M (K×1.5%)	65歳以上人口 N		うち75歳以上 O	参酌標準による見込み量 P (N×1.5%)
				都道府県交付金 D	市町村交付金 E													
京都市	3,775	318	4,093	170	0	0	170	4,263	4,270	4,500	286,495	128,689	4,297	294,674	133,725	4,420	0.95	

2. 介護老人保健施設分

(単位:人)

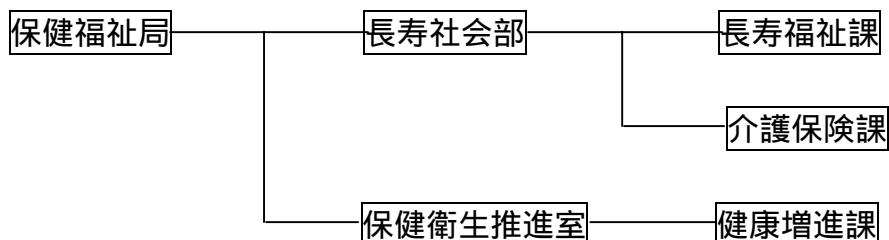
都道府県・市名	翌年度開所予定床総数								第2期介護保険事業支援計画上の必要人所定員総数	構成市町村の人口推計の計						参酌標準に対する整備率 Q (C/M)		
	既設等床総数			当該年度整備予定床数						平成17年度			平成18年度					
	平成17年4月1日開所床総数 A	現在整備中の床数 B	小計 C (A+B)	施設整備を伴う増床分		単費整備分等 F	小計 G (D+E+F)	小計 + H		平成18年度必要床総数 I	平成19年度必要床総数 J	65歳以上人口 K	うち75歳以上 L	参酌標準による見込み量 M (K×1.1%)	65歳以上人口 N		うち75歳以上 O	参酌標準による見込み量 P (N×1.1%)
				都道府県交付金 D	市町村交付金 E													
京都市	3,026	88	3,114	0	0	180	180	3,294	3,300	3,300	286,495	128,689	3,151	294,674	133,725	3,241	0.99	

(注1) A欄の「平成17年4月1日開所床総数」欄については、4月1日に開所している床数を記入すること。
 (注2) B欄の「現在整備中の床数」欄には、平成17年4月1日現在で整備中の床数を記入すること(平成16年度からの継続事業分として今回計画に記載する床数を含む。)
 (注3) E欄の「市町村交付金」欄については、市町村交付金による当該年度整備予定床数を記入すること。
 (注4) F欄の「単費整備分等」欄には、都道府県・市の単独補助による整備分のほか、設置者の自費整備分、ショートステイからの転換分を含めて記入すること。
 (注5) I欄の「平成18年度必要床総数」欄及びJ欄の「平成19年度必要床総数」欄については、各都道府県の第2期介護保険事業支援計画上の見込み量を記入すること。
 (注6) M欄及びP欄の「参酌標準による見込み量」欄には、介護老人福祉施設であれば1.5%、介護老人保健施設であれば1.1%をK欄及びN欄の数値に乗じて得た数値を記入すること。(端数は切り捨て)
 (注7) Q欄の「参酌標準に対する」欄には、C欄の「既設等床総数」をM欄の「平成17年度の参酌標準による見込み量」で除した数値を記入すること。
 (注8) 都道府県においては、指定都市・中核市の数値も含めて記入することとし、指定都市・中核市分は再掲で別行に記入すること。

別紙（３）の２ 介護老人保健施設分の翌年度開所予定床総数欄の記載数値に関する注釈

本市における介護老人保健施設の整備については、「京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画，京都市介護保険事業計画）」において，短期入所療養介護の利用を除いた長期分の整備目標量数を設定（１８年度，１９年度，３，３００床）している。実際の整備に際しては，施設定員の９０％相当を長期分として同プランの整備目標量に反映させ，１０％相当を短期利用に充てるものとしているので（空床利用型短期入所療養介護），翌年度開所予定床総数欄に記載の各床数は，京都府が開設許可した床数とは一致しない。

1 高齢者保健福祉所管体制



長寿福祉課は、高齢者保健福祉計画、老人福祉施設の整備計画、在宅要援護高齢者福祉、老人福祉施設運営、高齢者の社会参加等に関する事務を行っています。

介護保険課は、介護保険事業計画、介護保険事業等に関する事務を行っています。

健康増進課は、地域保健、生活習慣病対策、老人保健、介護老人保健施設の整備助成等に関する事務を行っています。

本市では、市町村整備計画（市町村交付金）及び地域生活環境改善計画（都道府県交付金）の主担当所管課を長寿福祉課としています。

2 「京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）」の概要

市町村整備計画及び施設生活環境改善計画は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画と整合性を図るよう策定します。

本市では、平成15年3月に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定し、「京都市民長寿すこやかプラン」と称しており、プランの概要は次のとおりです。

「京都市民長寿すこやかプラン」の概要

1 基本理念

「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築」

2 政策目標

「社会的支援によって自立した生活ができるまち」

「健やかな生活を送ることができるまち」

「いきいきと社会参加ができるまち」

「すべての世代が認めあい支えあうことができるまち」

3 重点課題

(1) 要介護高齢者及びその家族の生活支援

《取組方針（以下同じ）》要介護高齢者及びその家族の自立した生活を支援するため、必要な介護サービスを量と質の面から確保するとともに、介護保険対象外サービスについても、居宅での介護を支援する観点から、引き続きサービスの充実に努めます。

(2) 認知症（痴ほう性）高齢者対策の推進

認知症高齢者が、住み慣れた家庭や地域でできる限り在宅生活が送れるよう、認知症についての理解、予防、早期発見・早期治療、介護方法の普及促進、相談体制の充実、高齢者の権利擁護対策など、多様な側面から取り組みます。

(3) 介護サービスの質的向上

事業者による介護サービスの質的向上を目指す取組への支援、利用者や家族のニーズの実現への取組など、関係団体等との連携を更に強化しつつ、一層の質的向上に取り組みます。

(4) 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

介護保険制度は市民の参画と理解が前提となる制度です。この前提のもと、事業の適正かつ円滑な運営のため、「利用者への支援」「市民の信頼の確保」「保険財政の安定的運営」を柱とする取組を推進します。

(5) 介護予防の充実

高齢者ができる限り、地域で、生きがいを持って健康な生活を送ることができるよう、疾病予防のほか、身体機能の低下予防、機能訓練の充実など、保健、医療、福祉の各分野が連携し、介護予防の積極的な推進に取り組みます。

(6) 健康づくりの推進

高齢者が健康で、自立し、家庭や地域においていきいきと活動することができるよう、市民のそれぞれのライフステージに応じた壮年期からの主体的な健康づくりを支援します。

(7) 地域ケア体制の構築

地域で高齢者を支援するため、地域ケアを構築する各種サービス提供機関をはじめとする社会資本の整備を進めます。また、高齢者が必要なサービスを円滑に利用できる体制を整備し、地域住民による自主的な活動の輪が広がるような仕組づくりに努めます。

(8) 高齢者が安心できる生活環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で自らの自立した生活ができるよう、福祉施策のみならず、住宅政策やまちづくり政策との連携を更に深め、ハード・ソフトの両面から高齢者の生活環境づくりに取り組みます。

(9) 高齢者の社会参加の促進

高齢期になっても、健康で生きがいを持って自己の生活を主体的、積極的に築いていくことができるよう、高齢者の社会参加を一層促進します。

(10) 世代間の交流と理解の促進

全ての世代が理解し合い、助け合える世代間の連帯と活力に満ちた共生社会を形成していくため、高齢世代と若年世代とが交流を深め、世代間相互の理解が促進できるよう取り組みます。

4 施策・事業数

207（うち、新規38）

<主な新規事業>

特別養護老人ホームの入所基準の策定

地域分散型サテライト体制推進事業についての調査・検討

長寿すこやかセンター（平成15年6月設置）における認知症高齢者介護の研究・研修の実施，権利擁護支援相談員の配置，専門的な処遇相談等の実施，高齢者の自主的グループへの活動支援など

標準となるべきサービスの質の確立

エンパワメント（力づけ）の取組事例の紹介・啓発

地域出張型介護予防教室の実施 など

5 施設の整備目標量と進捗状況

施設種別	19年度整備目標量	17年度末整備量	進捗率
特別養護老人ホーム	4,500人分	4,093人分	91.0%
介護老人保健施設	3,300人分	3,114人分	94.4%
ケアハウス	1,070人分	555人分	51.9%

3 本市が実施している特徴的な事業

本市で平成17年度に新たに実施する特徴的な事業は次のとおりです。

ア 小規模多機能施設等調査推進事業

小規模多機能型居宅介護について、平成16年度に調査研究事業及びモデル整備事業を実施しましたが、その実施結果を踏まえ、平成17年度には施設の具体的な整備や適正な運営等に関する課題等を明らかにするため調査推進事業を実施します。また、合わせてモデル整備事業も継続します。

イ 介護予防拠点整備

日常生活圏域で高齢者の生活の継続性を維持しながら、適切な介護予防サービスを提供するため、既存のデイサービスセンターなどの改修等に必要な支援を行います。

ウ 高齢者虐待防止ネットワーク事業

近年、増加・複雑化する高齢者虐待の問題に対して、地域での高齢者虐待防止のネットワークの形成・運用を図ります。

エ 老人クラブ活性化事業

本格的な超高齢社会を迎えるに当たって、地域社会の担い手としての活躍及び介護予防の視点から積極的な活動が望まれる老人クラブについて、加入促進のための先駆的な取組等を支援します。

オ 高齢社会対策実態調査

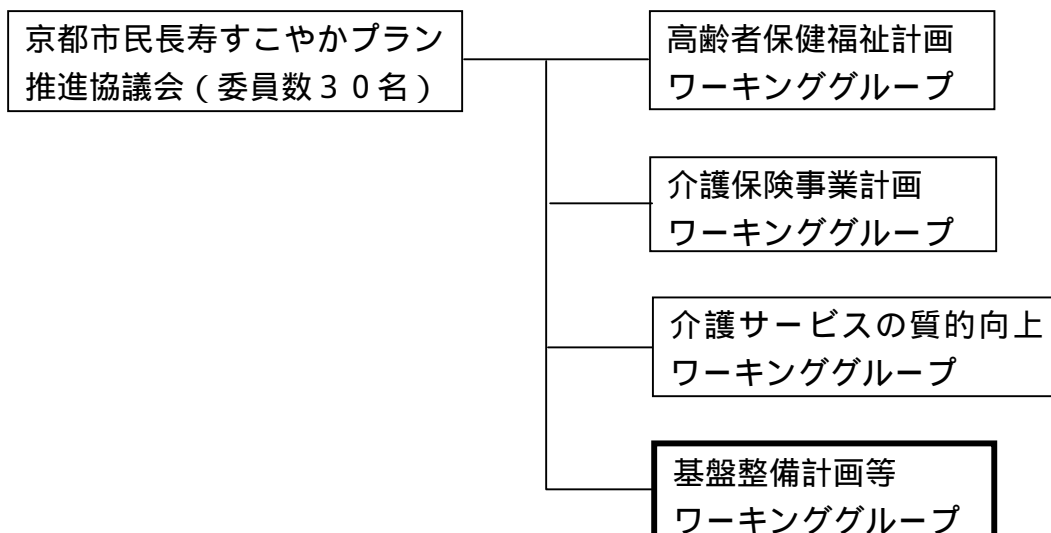
昭和55年以降、5年毎に高齢者の生活実態及びニーズを把握するため実施していますが、今回は、高齢者及びボランティア団体等の地域福祉活動の担い手を対象とした調査を実施し、「活動的な高齢者」像を捉え、今後ますます重要となる高齢期の介護予防・生きがいづくりや、地域福祉の向上のための施策を検討します。

4 本計画の策定体制

本市では、「京都市民長寿すこやかプラン」の進捗状況を点検・評価し、プランの円滑な推進を図るとともに、3年毎の見直しに関する協議を行うため、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、市民公募委員等から構成する「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」(市民に公開)を設置しています。

市町村整備計画及び施設生活環境改善計画は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等の整合性を図ることが必要であるため、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を本計画の策定のための協議会として位置付けました。

また、新たに本計画の策定に当たり、「基盤整備計画等ワーキンググループ」を設置し、細部の検討を行いました。



なお、地域密着型サービスの指定、指導・監督について、公平・公正な運営を確保する必要があることから、「地域密着型サービス運営委員会（仮称）」として「基盤整備計画等ワーキンググループ」を位置付けました。今後、「地域密着型サービス運営委員会」としての具体的な役割を検討の上、事業者指定事務等に係る諸準備を進めます。

【参考】「基盤整備計画等ワーキンググループ」の構成

学識経験者 2名

市民公募委員 2名

医師会，民生児童委員連盟，社会福祉協議会，老人福祉施設協議会，在宅介護支援センター連絡協議会，理学療法士会，呆け老人をかかえる家族の会からの推薦委員 7名

新規事業２施設の整備概要については、以下のとおりです。

１ 「健光園花園(仮称)」特別養護老人ホーム

昭和２６年設立の社会福祉法人健光園が、定員７０名、４階建ての小規模生活単位型特別養護老人ホームを整備するものです。

計画地は、独立行政法人都市再生機構が運営管理する「花園団地」の敷地の一部を同機構から賃借し、創設するものであり、JR 花園駅から徒歩圏内であることに加え、幹線道路も近く、交通の便の良い地域です。さらに計画地の隣接地域は、花園団地を中心とする住宅地の他、高校、保育園、児童館等があり、様々な世代との交流が期待できます。

なお健光園では、現在２つの特別養護老人ホームを運営しており、そのうちの１つは、昭和５０年に運営を開始したものであり、本市で唯一残された８人部屋を主体とする施設です。

「健光園花園」の創設事業と合わせて、この特別養護老人ホームの４人部屋化等の改修工事を実施し、定員７０名のうち、４０名が「健光園花園」に移転（法人全体では３０名の定員増）されることになっており、これにより本市の特別養護老人ホームの大部屋は全て解消されることとなります。

２ 「ヴィラ稲荷山(仮称)」特別養護老人ホーム

京都府内において特別養護老人ホーム、ケアハウス、複数のデイサービスセンター等を運営する社会福祉法人青谷福社会（昭和５７年設立）が、４階建ての小規模生活単位型特別養護老人ホーム（定員１００名、短期２０名）を整備するものです。

当整備事業は、当社会福祉法人と同一グループである医療法人医動会が経営する大羽記念病院（医療療養型５５床）の敷地内に用地を確保して整備するもので、高齢介護及び医療を一体的に提供できる総合医療・介護エリア形成を目指すものです。

計画地は、伏見区の最北端にあり、敷地前面道路を挟んで市内でもっとも高齢化率が高い東山区と隣接しており、周辺地区は有名な寺院が建ち並ぶ風致地区である一方、京阪烏羽街道駅から徒歩圏内であるなど交通の便も良好であり、閑静な住宅街となっています。

当計画では、特別養護老人ホームに併設してデイサービスセンターや地域交流スペースを整備することから、地域に広く開かれた施設運営が期待できます。